

## あきた数学教育学会投稿規定

### （目的）

第1条 この規定は、あきた数学教育学会（以下、「本会」という）の会則第4条(2)の規定に基づき、学会誌への投稿に関して必要な事項を定める。

### （投稿資格）

第2条 投稿論文の著者（連名の場合は筆頭著者、以下、「投稿者」という）は、本会の個人会員とする。

### （投稿論文）

第3条 投稿論文は、秋田県の数学教育の発展に努め、数学文化の振興・創造に寄与するもの、または教員の研修の輪を広げ、秋田の授業力と共同研究システムを継承・発展させるものであって、日本語で書かれた独創性のある論文とする。

2 同一号へのファースト・オーサーとしての投稿は、一編とする。

3 二重投稿を避けるために「この論文は〇〇大会での発表を発展させたものである」等の記述が必要である。

### （論文の作成）

第4条 論文の作成については、「投稿論文フォーマット」の書式に従う。投稿論文の長さは、6頁以上10頁以下とする。

### （論文の投稿）

第5条 論文のファイルは、pdf形式とword形式（一太郎も可）の2種を作成し、事務局にメールで提出する。

### （査読・採否・連絡）

第6条 投稿論文については、編集部が決定する査読者が査読を行い、編集部会議において採否を決定する。

2 事務局が、採否の結果を投稿者に連絡します。

3 修正稿の再投稿を認める。

### （著作権）

第7条 論文の著作権は、著者に帰属する。

### （公開）

第8条 採用が決定した論文は、学会誌に掲載するとともに、秋田大学学術情報リポジトリにおいて公開する。

2 公開を希望しない場合は、投稿時に、事務局に申し出る。

（附則）この投稿規定は、2018年4月1日より実施する。

（附則）この投稿規定は、2019年8月17日から実施し、2019年8月17日から適用する。

（附則）この投稿規定は、2024年7月28日から実施し、2024年7月28日から適用する。